

14.9.5
第2号

一切の會社ノ交渉兼負ニ任シアルヲ以テ自分トシテハ何等
 干渉セズ尚更個人トシテ諸君ニ干渉會ヲ支給スルガ如キハ
 爲ス能ハズトテ拒絶セルガ代表者ハ同一事ヲ以テ履シテ
 馬ニ退出セザル爲メ社長ハ何時時間會終スルニ同ナリ
 ハ歎ノ同類ニ判シテハ純粋ニ會見セザトテ明退有ラレ
 以テ代表者ニ正ハナク正午退出セリ
 高争議因本部ニハ東月約五ノ名集合シテアルニ前
 如キ行動以外何事ノ運動ナレ
 石又甲(通)報候也

勞務第一〇六八號

大正十四年八月二十一日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎殿
 東京警備司令官 官 殿

社会局長官長 岡 隆一郎殿
 憲兵司令官 松井 兵三郎殿

京都 大 隊 神奈川 愛知 兵卒
 新潟 福岡 各府縣 知事 殿
 東京 地方 裁州 所 檢事 公 殿